

滋賀県保健医療計画の一部を次のとおり変更します。【変更日：平成 21 年 3 月 9 日】

1. P25、第二部保健医療圏と基準病床数、第 2 章基準病床数、1 基準病床数の考え方のうち、

なお、本県における、医療法第 7 条第 3 項の規定による医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項に該当する診療所（届出により一般病床の設置および増床ができる診療所。）は、「産科または産婦人科を標榜し、実際に分娩を取り扱う診療所（ただし、平成 21 年(2009 年) 3 月 31 日までに開設届または開設許可の申請が受理されたものに限る。）」とします。現在これに該当する診療所は P 47 の表 3 - 2 - 1 - 16 のとおりです。

の部分を、

なお、本県における、医療法第 7 条第 3 項の規定による医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項に該当する診療所（届出により一般病床の設置および増床ができる診療所。）は、「産科または産婦人科を標榜し、実際に分娩を取り扱う診療所（ただし、平成 25 年(2013 年) 3 月 31 日までに開設届または開設許可の申請が受理されたものに限る。現在これに該当する診療所は P 47 の表 3 - 2 - 1 - 16 のとおりです。）」および「地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると医療審議会が認めた診療所」とします。

に変更する。

2. 第三部総合的な保健医療体制の整備、第2章保健医療連携体制の整備、2医療法で定める4疾病、(1)がんについて、

P68、現状と課題、エ専門的ながん診療、設置の状況のうち、

○ 地域がん診療連携拠点病院は現在、大津赤十字病院、県立成人病センター、公立甲賀病院および市立長浜病院が指定されています。

の部分を、

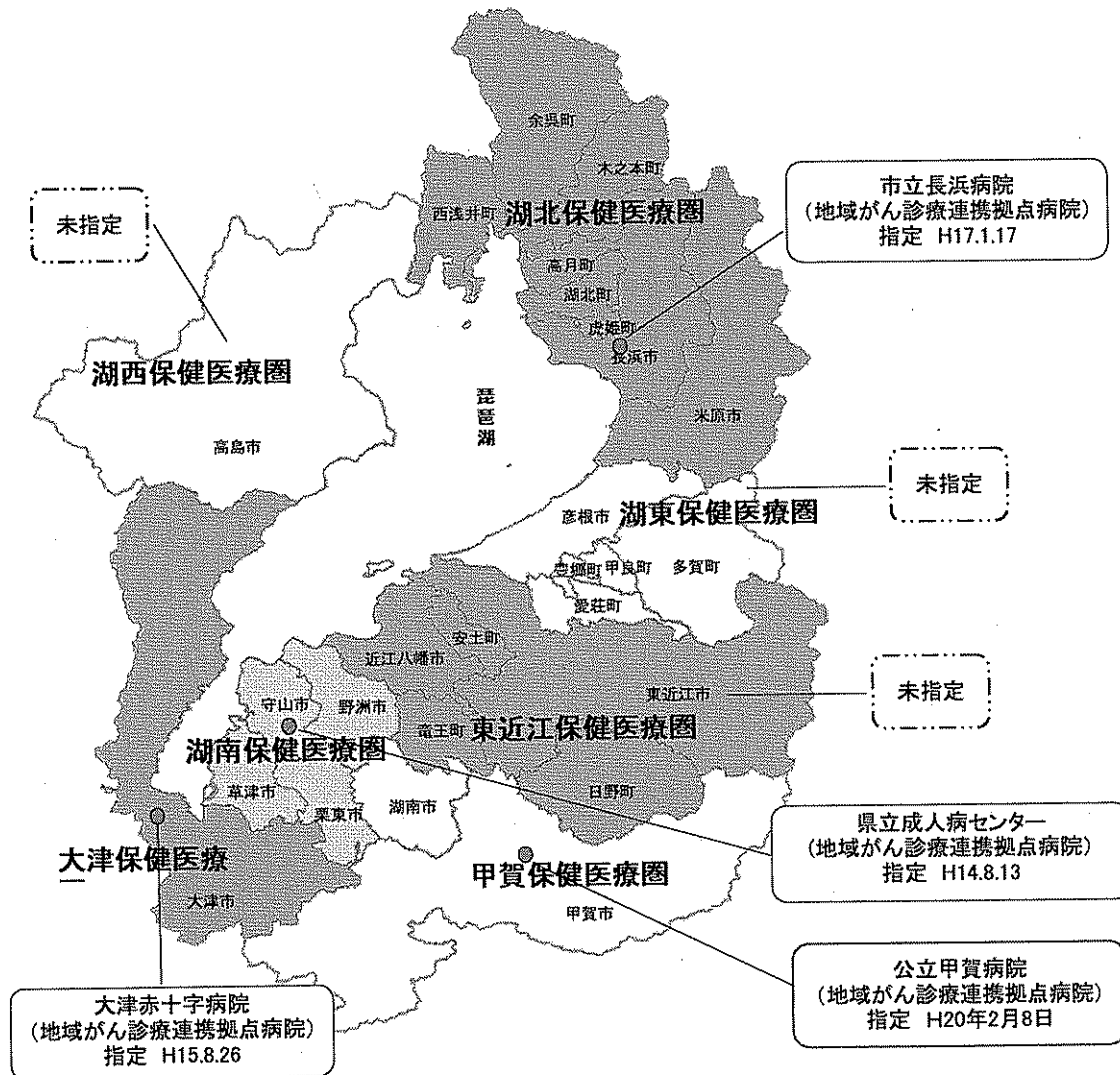
○ 本県のがん医療の推進を図るため、平成20年12月「滋賀県がん対策推進計画」を策定し、滋賀医科大学附属病院を滋賀県がん診療連携拠点病院および滋賀県がん診療高度中核拠点病院に、県立成人病センターを滋賀県がん診療連携拠点病院に、大津赤十字病院を滋賀県がん診療広域中核拠点病院に指定しています。

○ 都道府県がん診療連携拠点病院として、県立成人病センターが、また、地域がん診療連携拠点病院として、大津赤十字病院、公立甲賀病院、彦根市立病院および市立長浜病院がそれぞれ厚生労働大臣より指定を受けています。

に、

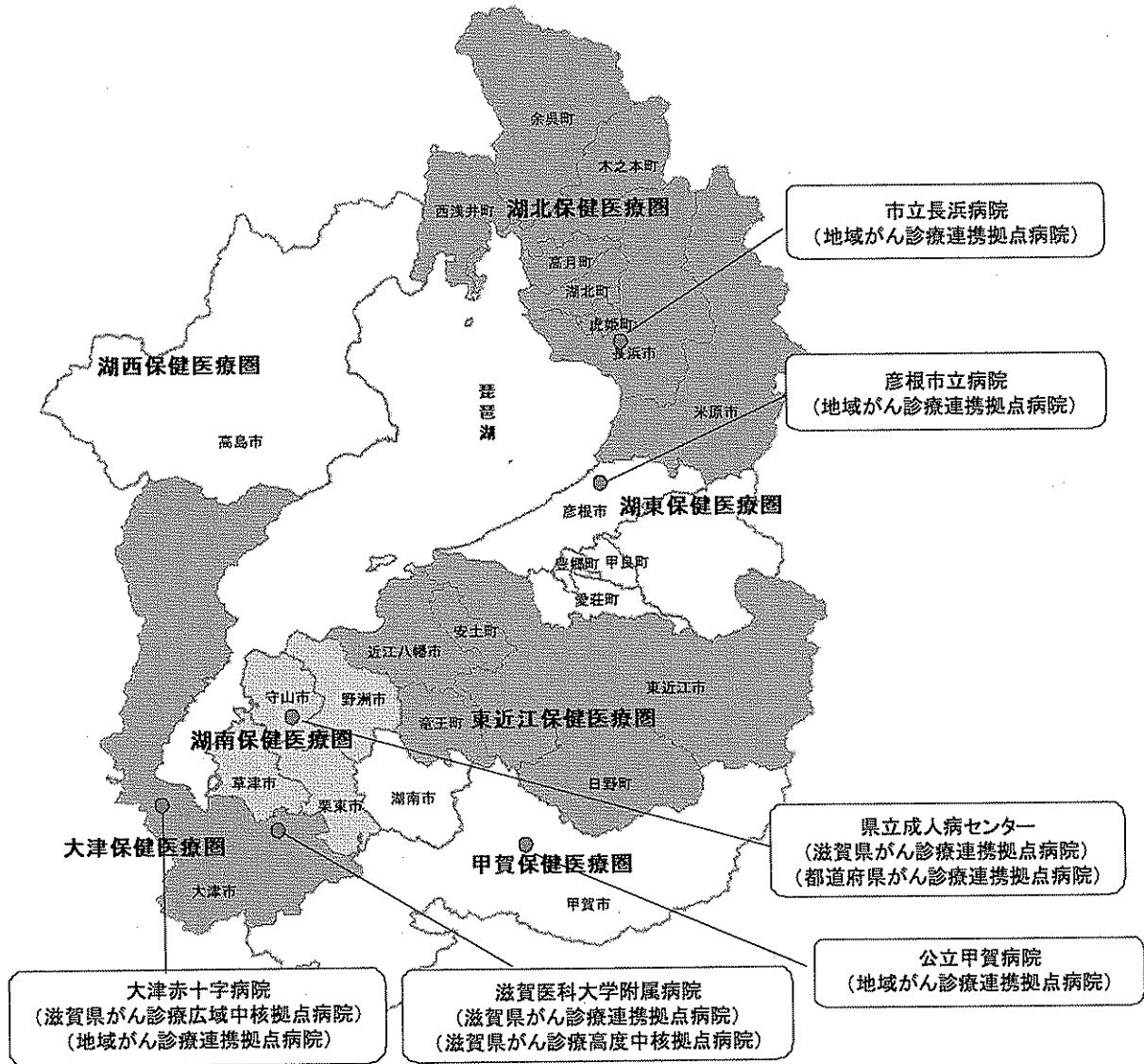
P70、図3-2-2-13を、

## 滋賀県のがん診療連携拠点病院



から、

# 滋賀県のがん診療連携拠点病院



に、

P71、施策の基本的な方向および目標のうち、

- がん医療機関の整備と専門診療の充実  
都道府県がん診療連携拠点病院の指定  
地域がん診療連携拠点病院の指定 2次保健医療圏に1カ所程度

の部分を、

- がん医療機関の整備と専門診療の充実  
がん診療連携拠点病院の整備（隣接圏域のがん診療連携拠点病院による対応も含む）  
全ての圏域

に、

P72、施策の内容、ウ質の高いがん医療機関の整備と連携の推進（がん診療連携拠点病院の整備）のうち、

- 県下のがん医療機能が既存の拠点病院の所在地域に偏在している状況があります。  
専門医療の不足する地域を支援するために、2次医療圏域に1カ所程度の地域がん診療連携拠点病院の整備を図ります。
- 高度専門的がん医療および集学的治療の提供、さらには県民へのがん医療、地域連携の推進を図れるよう、「都道府県がん診療連携拠点病院」の整備を図ります。

の部分を、

- 県下のがん医療機能が既存の拠点病院の所在地域に偏在している状況があります。  
専門医療の不足する地域を支援するために、隣接圏域のがん診療連携拠点病院の対応も含めて、がん診療連携拠点病院の整備をすすめます。
- 滋賀医科大学附属病院は、診療支援および人材育成といった強みを活かし、本県のがん対策の中心的役割を担います。
- 県立成人病センターは、緩和ケアおよびがん登録といった強味を活かし、本県のがん対策の中心的役割を担います。
- 大津赤十字病院は、大津圏域における専門的ながん医療の提供に加え、広域的に専門的ながん医療の提供を行います。
- がん診療連携拠点病院は、圏域内のがん診療を行う他の病院および診療所等と診療連携のためのネットワークを構築・運営します。また、地域の病院に対し、最新の標準的な治療や先進的な医療の情報を提供するとともに、在宅医療の充実の支援、地域連携クリティカルパスの活用等を通じて、医療機能の分化・連携を推進します。
- 都道府県がん診療連携拠点病院に設置する県がん診療連携協議会は、県域において地域がん診療連携拠点病院等と診療連携のためのネットワークを構築・運営します。

に、それぞれ変更し、併せて、ウ質の高いがん医療機関の整備と連携の推進（がん診療連携拠点病院の整備）に次の図3-2-2-14を加える。

図3-2-2-14 滋賀県がん診療連携拠点病院連携イメージ図

